

財形住宅貯金規定

1 預入れの方法等

- (1) この貯金は、勤労者財産形成住宅貯蓄非課税制度の適用をうけ、5 年以上の期間にわたって、年 1 回以上一定の時期に事業主が貯金者の給与から天引きして預け入れるものとします。
- (2) この貯金には、預入期間中に支払われる勤労者財産形成給付金および勤労者財産形成基金給付金を、給付金支払機関または事業主を通じて預入れできるものとします。
- (3) この貯金の預入れは、1 口 1 円以上とします。
- (4) この貯金については、通帳の発行にかえ、財産形成貯蓄貯金契約の証（以下、「契約の証」といいます。）を発行し、預入れの残高を 6 か月に 1 回以上書面により通知します。

2 貯金の種類、自動継続方法

- (1) この貯金は、預入れのつど、預入日の 1 年後の応当日を据置期間満了日、3 年後の応当日を最長預入期限とする 1 口ごとの期日指定定期貯金として預け入れるものとします。
- (2) この貯金は、最長預入期限にその元利金の合計額をもって、1 口の期日指定定期貯金に自動的に継続します。
- (3) 前記第 2 項の継続にあたり、最長預入期限を同一とする複数の貯金がある場合は、それぞれの貯金の元利金をまとめて 1 口の期日指定定期貯金に自動的に継続します。
- (4) 継続された貯金についても前記第 2 項および第 3 項と同様とします。

3 貯金の支払方法

- (1) この貯金の支払いは、持家としての住宅の取得または持家である住宅の増改築等（以下、「住宅の取得等」といいます。）の日から 1 年以内に、住宅の取得等に要した費用の額を限度として 1 回に限り支払います。
- (2) 前記第 1 項による払出しをする場合には、当組合所定の財形貯蓄支払申込書に届出の印章により記名押印し、契約の証とともに法令で定める書類を当店へ提出してください。
- (3) この貯金の一部を、住宅の取得等の頭金に充てるときは、残高の 90%または住宅の取得等に要した費用の額のいずれか低い額を限度として 1 回に限り支払います。この場合には、当組合所定の財形貯蓄支払申込書に届出の印章により記名押印し、この貯金の契約の証および法令等で定める書類とともに当店へ提出してください。また、この支払日から 2 年以内かつ住宅の取得等の日から 1 年以内に法令で定める書類を当店へ提出してください。
- (4) 前記第 3 項により貯金の一部を支払った場合において、住宅の取得等に要した費用の額が一部支払いの金額を超えている場合には、その超えている金額につき貯金残高を限度として 1 回に限り支払います。また、この場合には、前記第 3 項の支払日から 2 年以内かつ住宅の取得等の日から 1 年以内（法令で定める書類の提出後に限ります。）に当組合所定の財形貯蓄支払申込書に届出の印章により記名押印し、この貯金の契約の証とともに当店へ提出してください。
- (5) 前 3 項の支払いの手続きに加え、当該貯金の支払いを受けることについて正当な権限を有することを確認するため当組合所定の本人確認資料の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当組合が必要と認めるときは、この確認ができるまでは支払いを行いません。

4 利息

- (1) この貯金の利息は、次のとおり計算します。
- a 預入金額ごとにその預入日(継続をしたときはその継続日)から満期日の前日までの日数(以下、「約定日数」といいます。)について、預入日(継続をしたときはその継続日)現在における次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法により計算します。
 - (a) 1年以上2年未満 当組合所定の「2年未満」の利率
 - (b) 2年以上 当組合所定の「2年以上」の利率(以下、「2年以上利率」といいます。)
 - b 前記aの利率は、当組合所定の日にそれぞれ変更します。この場合、新利率は、変更日以後に預け入れられる金額についてその預入日(すでに預けられている金額については、変更日以後最初に継続される日)から適用します。
- (2) この貯金の満期日以後の利息は、満期日から解約日の前日までの日数について解約日における普通貯金の利率によって計算し、この貯金とともに支払います。
- (3) 当組合がやむをえないものと認めて満期日前にこの貯金を解約する場合および第5条第3項の規定により解約する場合、その利息は預入金額ごとにその預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切り捨てます。)によって1年複利の方法により計算し、この貯金とともに支払います。
- a 6か月未満 解約日における普通貯金の利率
 - b 6か月以上1年未満 2年以上利率×40%
 - c 1年以上1年6か月未満 2年以上利率×50%
 - d 1年6か月以上2年未満 2年以上利率×60%
 - e 2年以上2年6か月未満 2年以上利率×70%
 - f 2年6か月以上3年未満 2年以上利率×90%
- ただし、bからfまでの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。
- (4) この貯金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

5 貯金の解約

- (1) やむをえない事由により、この貯金を前記第3条による支払方法によらずに払い出す場合には、この貯金のすべてを解約することとし、当組合所定の財形貯蓄支払申込書に届出の印章により記名押印して、契約の証とともに当店へ提出してください。
- (2) 前項の解約の手続きに加え、当該貯金の解約を受けることについて正当な権限を有することを確認するため当組合所定の本人確認資料の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当組合が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約を行いません。
- (3) この貯金は、a、b(a)から(f)およびc(a)から(e)のいずれにも該当しない場合に利用することができ、a、b(a)から(f)またはc(a)から(e)の一にでも該当する場合には、当組合はこの貯金の開設をお断りするものとします。また、次の各号の一にでも該当し、貯金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの貯金を解約することができるものとします。
- a 貯金者が貯金開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - b 貯金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - (a) 暴力団

- (b) 暴力団員
 - (c) 暴力団準構成員
 - (d) 暴力団関係企業
 - (e) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - (f) その他前各号に準ずる者
- c 貯金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
- (a) 暴力的な要求行為
 - (b) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (c) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (d) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為
 - (e) その他前各号に準ずる行為

6 退職時等の支払い等

- (1) 最終預入日までに退職等の事由により勤労者でなくなったときは、この貯金は前記第2条および第3条にかかわらず次により取り扱い、退職等の事由の生じた日の1年後の応当日の前日以後に支払います。この場合前記第5条第1項と同様の手続きをとってください。
 - a 期日指定定期貯金は、退職等の事由が生じた日の1年後の応当日の前日を満期日とします。
 - b 退職等の事由が生じた日以後、1年以内に満期日の到来する期日指定定期貯金は、その継続を停止します。
- (2) 退職等の事由が生じた日以後2年以内に転職等を行った場合には、所定の手続きをすることにより、新たな取扱金融機関において引き続き預入れをすることができます。

7 税額の追徴

この貯金の利息について、前記第3条によらない払出しがあったときは、非課税の適用が受けられなくなるとともに、すでに非課税で支払済の利息についても5年間（預入開始日から5年未満の場合は預入開始日まで）にわたって所定の税率により計算した税額を追徴します。ただし、法令に定める事由による払出しの場合は除きます。

8 差引計算等

- (1) 前記第3条第3項の期間内に法令で定める書類が提出されない場合には、当組合の事前の通知および所定の手続きを省略し、この貯金を解約のうえその元利金から税額を追徴できるものとします。なお、この貯金の解約元利金が増徴税額に満たないときは、直ちに当店にお支払いください。
- (2) 前項により解約するこの貯金の利率は、その約定利率とします。

9 非課税扱いの適用除外

この貯金の利息について、次の各号に該当したときは、その事実の生じた日以後支払われる利息については、非課税の適用は受けられません。

- a 前記第1条第1項ならびに第2項以外の預入れがあった場合

- b 定期預入が2年以上されなかった場合
- c 非課税貯蓄申込書の預入限度額を超えて預入れがあった場合

10 預入金額の変更

預入金額を変更するときは、当組合所定の書面によって当店に申し出てください。

11 届出事項の変更、契約の証の再発行等

- (1) 契約の証や印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届け出てください。
- (2) 前項の印章、氏名、住所その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当組合に過失がある場合を除き、当組合は責任を負いません。
- (3) 契約の証または印章を失った場合のこの貯金の元利金の支払いまたは契約の証の再発行は、当組合所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

12 成年後見人等の届出

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届け出てください。貯金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときには、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届け出てください。
- (3)すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けているとき、または任意後見監督人の選任がされているときにも、前2項と同様に、当店に届け出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消しまたは変更等が生じたときにも同様に、直ちに書面によって当店に届け出てください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。

13 印鑑照合

財形貯蓄支払申込書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。なお、盗取された契約の証を用いて行われた不正な支払いの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。

14 盗難契約の証による払戻し等

- (1) 盗取された契約の証を用いて行われた不正な払戻し（以下、本条において「当該払戻し」といいます。）については、次の各号のすべてに該当する場合、貯金者は当組合に対して当該払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - a 契約の証の盗難に気づいてからすみやかに、当組合への通知が行われていること
 - b 当組合の調査に対し、貯金者より十分な説明が行われていること

- c 当組合に対し、捜査機関に被害届を提出していることその他の盗取されたことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが貯金者の故意による場合を除き、当組合は、当組合へ通知が行われた日の 30 日（ただし、当組合に通知することができないやむをえない事情があることを貯金者が証明した場合は、30 日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金額（以下、「補てん対象額」といいます。）を前条本文にかかわらず補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当組合が善意かつ無過失であり、かつ、貯金者に過失（重過失を除きます。）があることを当組合が証明した場合は、当組合は補てん対象額の 4 分の 3 に相当する金額を補てんするものとします。
- (3) 前 2 項の規定は、第 1 項にかかる当組合への通知が、契約の証が盗取された日（契約の証が盗取された日が明らかでないときは、盗取された契約の証を用いて行われた不正な払戻しが最初に行われた日。）から、2 年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 第 2 項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当組合が証明した場合には、当組合は補てんしません。
 - a 当該払戻しが行われたことについて当組合が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること
 - (a) 当該払戻しが貯金者の重大な過失により行われたこと
 - (b) 貯金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと
 - (c) 貯金者が、被害状況についての当組合に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと
 - b 契約の証の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乘じまたはこれに付随して行われたこと
- (5) 当組合が当該貯金について貯金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第 1 項に基づく補てんの請求には応じることはできません。また、貯金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。
- (6) 当組合が第 2 項の規定に基づき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該貯金にかかる払戻請求権は消滅します。
- (7) 当組合が第 2 項の規定により補てんを行ったときは、当組合は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された契約の証により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して貯金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

15 譲渡、質入れの禁止

- (1) この貯金および契約の証は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当組合がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当組合所定の書式により行います。

16 通知等

届出のあった氏名、住所にあてて当組合が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

17 保険事故発生時における貯金者からの相殺

- (1) この貯金は、満期日が未到来であっても、当組合に農水産業協同組合貯金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当組合に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この貯金に、貯金者の当組合に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当組合に対する債務で貯金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - a 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、契約の証は直ちに当組合に提出してください。ただし、この貯金で担保される債務がある場合には、当該債務から相殺されるものとします。また、この貯金で担保される債務が第三者の当組合に対する債務である場合には貯金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - b 前号の充当の指定のない場合には、当組合の指定する順序方法により充当いたします。
 - c aによる指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当組合は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - a この貯金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 - b 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日までとして、利率、料率は当組合の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては、当組合の定めによるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当組合の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

18 規定の変更等

- (1) この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づいて変更するものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上
(2026 年 10 月 1 日現在)